議会運営委員会

日　時　　平成２６年９月１６日（火）　午後２時～
場　所　　第３委員会室

１　定数・報酬について
（１）参考人及び市民の意見を踏まえた検討、結論
（パブリックコメント募集結果　別紙№１）

（２）次回の検討
10/2　13:30～
パブコメ意見に対する考え方*・答申*・条例改正案の確認
*事前に案配付

２　基本条例の見直しについて
（１）条例改正案について（別紙№２）

（２）運用基準の見直しについて（別紙№３）

（３）会議規則改正案について（別紙№４）

３　陳情等の取扱いについて（別紙№５）

４　その他

別紙　No.1

パブリックコメント募集結果

1　実施期間

平成26年8月6日（水曜日）～9月5日（金曜日）まで

2　経過、素案検討内容の公開等の方法

○ホームページでの公開

○亀岡市議会事務局及び亀岡市庁舎1階情報コーナーでの閲覧

3　意見募集の対象

（1）　議員定数の素案

次期選挙から現行の26人を24人とする。

次期選挙：任期（平成27年2月4日まで）満了に伴う選挙

＜根拠・理由＞

○議会報告会などで民意の吸収機能の充実及び委員会での調査充実などの議会運営上の工夫に努めることにより、削減しても議会機能を維持、充実させることが可能である。

○本会議での採決で可否同数になった場合には議長が決定する。議長の決定が頻繁に起こると議長の中立性がそこなわれる。それを防ぐため定数は偶数にするのがよい。また、議案審査、市政運営のチェックは常任委員会（本市の場合は3常任委員会）に委ねている。常任委員会で十分な審査、討議を行うために必要最小の人数は7人が妥当と考え、議長等の委員外議員を含め、議長の中立性を考慮し24人とする。

（2）　議員報酬の素案

現行を維持する。

※現行（月額）：議長56万円、副議長49万円、議員44万円

＜根拠・理由＞

○地方分権が進み議員の活動量が増大している。議員にはさらに監視能力や審議能力の向上、政策提言や立案が求められている。活動に専念するためにも報酬は下げるべきではない。

○議会は、様々な職業、年齢、居住地域などから議員が選ばれ、多様な市民意見を市政に反映させなければならない。特に若年層の市民が議員に立候補できるようにするには生活給的な水準を考慮するべきで報酬は下げるべきではない。

4　募集結果

受付方法	件数
直　　接	6
郵　　送	15
電子メール	4
FAX	12
計	37

区分	参考人から頂いたご意見
定数	【素案（24 人）賛成】 ○議会運営委員会の検討では、議会運営を見直し議員の資質向上を図り削減するとしている。この姿勢を評価する。人口減少、財政状況等から素案（24 人）に賛成する。 ○減らすのは好ましくないが、人口減少、財政等の現状を考えると仕方がない。素案（24 人）に賛成する。 【現行どおり（26 人）】 ○山間部には議員が出ていない地域がある。これは過去の定数削減の影響ではないかと思う。定数は減らすべきではない。 ○山間地域等市内の様々な立地を考えたうえで、議会は全体の市民ニーズをくみ上げ、反映しなければならない。そのためには現行（26 人）の定数が必要である。 【素案よりさらに削減】 ○人口が減り市税収入も減っている。歳出削減は必至の状況である。定数は素案（24 人）よりも下げるべきである。 ○市の中心部ほど議員が選ばれやすい状況にある。定数をもっと増やすか、あるいはもっと減らすか、大胆に切り込まないといけない。

報酬	【素案（現行）賛成】 ○報酬は現行のままでよい。政務活動が議員の本来の活動であり、政務活動費を増額するべきである。 ○定数削減と同様、歳出抑制の方針を貫くべきで、報酬は現行どおりでよい。 ○議員は勉強し市民ニーズを市政へ反映されている。報酬は現行どおりでよい。 ○他市と比較して高い状況でもない。報酬は現行どおりでよい。 【素案（現行）より増額】 ○定数を減らすなら、報酬を活動に見合うよう増額するべきである。 ○若い世代の人が議員にチャレンジできるように報酬を増額するべきである。

亀岡市議会基本条例(平成22年亀岡市条例第18号)新旧対照表

現行	改正後（案）
目次 第4章　議会と市長等との関係(第8条―第10条の2) 第8章　最高規範性と見直し手続(第23条・第24条)	目次 第4章　議会と市長等との関係(第8条―第10条の3) 第8章　最高規範性及び検証等　(第23条・第24条)
(議会の役割) 第2条　議会は、市民の代表で構成する市の意思決定機関であり、議決の責任を負う。 2　（略）	(議会の役割) 第2条　議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。 2　（略）
(議会の活動原則) 第3条　議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1)～(4)　（略） (5)　市民及び議員が交流及び意見を交換し、並びに市長等及び議員が対論する場となるよう努めること。	(議会の活動原則) 第3条　議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1)～(4)　（略） (5)　市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。
(市民参加及び市民との連携) 第6条　（略） 2・3　（略）	(市民参加及び市民との連携) 第6条　（略） 2・3　（略）

4　議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、これら提言者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。	4　議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。
	5　議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。
(議会報告会)	(議会報告会等)
第7条　議会は、市民参加及び市民との連携を高める方策として、市民に対する議会報告会を年1回以上開催し、議会審議の経過等を説明するとともに、市政全般にわたり、市民と自由に情報及び意見を交換するものとする。	第7条　議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を毎年開催するものとする。
	2　議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。
(議員と市長等の関係)	(議員と市長等の関係)
第8条　議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。	第8条　議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。
(1)　議員は、本会議における一般質問を、市政の課題に関する論点及び争点を明確にするため、一括又は一問一答の方法により行うことができる。	(1)　議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。
(2)　（略）	(2)　（略）
	(決議等への対応)
	第10条の3　議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市

	政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。
(議員間の自由討議) 第14条　（略） 2　議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互の自由な討議により　議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。 3　議員は、議員相互の自由な討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。	(議員間の自由討議) 第14条　（略） 2　議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。 3　議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。
(委員会の活動) 第15条　委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査を行わなければならない。 2　委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明する場を設けることができる。	(委員会の活動) 第15条　委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。
(議会広報の充実) 第16条　議会は、議案審議の結果等を、多様な媒体を用いて市民へ提供しなければならない。	(広報広聴の充実) 第16条　議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴

2　議会は、会議の傍聴者への資料の提供等を行い、市民の傍聴意欲を高める運営に努めるものとする。	活動に努めるものとする。
(議会事務局) 第18条　議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。	(議会事務局) 第18条　議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。
第8章　最高規範性と見直し手続	第8章　最高規範性及び検証等
(見直し手続) 第24条　議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、及び必要があると認めるときは、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。 2　議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講じるものとする。 3　この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由を説明しなければならない。	(条例の検証及び見直し) 第24条　議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

亀岡市議会基本条例運用基準

現行	改正案
1　趣旨 　亀岡市議会基本条例運用基準は、亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものである。	1　趣旨 　亀岡市議会基本条例運用基準は、亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものである。
	2　会派の果たすべき役割 　条例第5条第2項に規定する会派の活動においては、次の各号に掲げる役割を果たすものとする。 ⑴　議員の活動（条例第4条に規定する活動）を支援すること。 ⑵　議会の政策形成（政策立案及び審議・審査等）に資するための調査研究に努めること。 ⑶　必要に応じて会派間で調整を行い合意形成に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図ること。
2　会議の原則公開 　条例第6条第1項に規定する原則公開とする会議は、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、広報広聴会議とする。	3　会議の原則公開及び傍聴者への資料提供 　条例第6条第1項に規定する原則公開とする会議は、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、広報広聴会議とし、会議傍聴者への資料提供については、次の各号に定めるところによる。 ⑴　本会議傍聴者に対しては、議案及び議案説明資料を希望者に閲覧をし、その他資料は個別に提供する。 ⑵　委員会等傍聴者に対しては、委員会等レジュメ及び説明資料を個別に提供する。ただし、議長又は委員長が提供するにふさわしくないと判断した資料は提供しない。

3　請願者及び陳情者の意見聴取機会の担保 　条例第6条第4項の規定による請願者及び陳情者の意見聴取については、次の各号に定めるところによる。 ⑴　請願については、請願者から趣旨説明等の希望がある場合に付託委員会における審査時において、委員会の決定により委員会を休憩し委員会協議会を開催して意見を陳述する機会を設ける。 ⑵　陳情については前号の規定を準用する。 ~~⑶　請願者等が委員会内で発言できるよう、参考人制度等の活用を研究することとする。~~	4　請願者及び陳情者の意見聴取機会の担保 　条例第6条第4項の規定による請願者及び陳情者（以下「請願者等」）の意見聴取については、次の各号に定めるところによる。 ⑴　意見陳述を希望する請願者等は、請願等の提出時に書面により申し出を行うものとし、事務局職員はその有無を確認する。なお、陳情は、直接持参された場合に限ることとする。 ⑵　意見陳述は、付託委員会における審査時において、委員会の決定によりその機会を設けるものとし、次の方法により行うものとする。 ①意見陳述者は、提出者のうち２人までとする。 ②陳述時間は、１件あたり１０分以内とし、陳述内容は、請願等の趣旨説明及び補足説明とする。 ③意見陳述後、委員から意見陳述者に対し質疑は行えるが、意見陳述者から委員への質疑はできない。 ④意見陳述者への費用弁償は行わない。
4　議会報告会 　条例第7条に規定する議会報告会については、別に要綱を定めて運営する。	5　議会報告会等 　条例第７条に規定する議会報告会及び市民との意見交換の場は、次の各号により実施する。 ⑴　広報広聴を所管する組織を設置し、その組織が運営主体となり要綱を定めて実施する。 ⑵　市民等の意見（市民からの審査経過等の説明の要請を含む）又は委員会等の発意により、次のフローに沿って実施する。 　フロー図：別紙 ⑶　市民参加による意見交換の場は「わがまちトーク」と称し実施する。
5　反問 　条例第8条第2項の規定による反問を行える者は、本会議及び委員	6　反問 　条例第8条第2項の規定による反問を行える者は、本会議及び委員

会への出席説明の者であり、議員の質問又は質疑に対して、議論を深めることを目的に、議員の考え方や対案の提示等を求めることができる。 　反問を行おうとする者は、議長又は委員長に反問である旨を発言し行う。本会議の一般質問における反問に答えるための議員の発言は、議員の質問時間として算入しない。質問回数としてもカウントしない。	会への出席説明の者であり、議員の質問又は質疑に対して、議論を深めることを目的に、議員の考え方や対案の提示等を求めることができる。 　反問を行おうとする者は、議長又は委員長に反問である旨を発言し行う。本会議の一般質問における反問に答えるための議員の発言は、議員の質問時間として算入しない。質問回数としてもカウントしない。
6　予算決算説明資料 　条例第9条第2項に規定する予算及び決算審議における説明資料は、予算は「一般会計当初予算（案）施策の概要」とし、決算は「決算に関する主要施策報告書」とする。	7　予算決算説明資料 　条例第9条第2項に規定する予算及び決算審議における説明資料は、予算は「一般会計当初予算（案）施策の概要」とし、決算は「決算に関する主要施策報告書」とする。
7　議会の政策評価 　条例第10条に規定する議会の政策評価は、事務事業評価を発展させ対応することとする。	8　議会の政策評価 　条例第10条に規定する議会の政策評価は、事務事業評価を発展させ対応することとする。
8　議決事項の拡大 　条例第11条に規定する議決事項の拡大は、「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成22年亀岡市条例第17号）」に定めるところによる。 　議決対象を拡大するときは、理事者と協議し十分な準備期間を与えるものとする。	9　議決事項の拡大 　条例第11条に規定する議決事項の拡大は、「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成22年亀岡市条例第17号）」に定めるところによる。 　議決対象を拡大するときは、理事者と協議し十分な準備期間を与えるものとする。
8の2　閉会中の文書質問 　条例第10条の2に規定する閉会中の文書による質問は、次の各号に定めるところによる。 (1)質問者は一般質問と同じ。 (2)閉会日の翌日から、次定例会の開会日の2週間前までの間に実施	10　閉会中の文書質問 　条例第10条の2に規定する閉会中の文書による質問は、次の各号に定めるところによる。 ⑴　質問者は一般質問と同じ。 ⑵　閉会日の翌日から、次定例会の開会日の2週間前までの間に実施

(3)各閉会期間中、1議員1回1項目（一般質問通告書の質問事項単位）のみ質問できる。 (4)質問の範囲は一般質問と同じ。 (5)一般質問通告書に準ずる様式を用いて質問者が議長に提出。議長が適当と認めたものを市長に送付する。 (6)回答期限は2週間を基本とする。内容により延長可能、議長が決定する。 (7)質問及び回答の写しを議会図書室、ＨＰ及び情報コーナーで公開する。質問文書及び回答文書をその都度各議員に配付する。 (8)運用基準等に定めるもの以外、議長が決定する。 (9)議長において質問を認めない可能性があるものは次のとおり ①職員体制等の不足により調査回答が困難なもの ②議会内部に関すること、議会において決定したこと	⑶　各閉会期間中、1議員1回1項目（一般質問通告書の質問事項単位）のみ質問できる。 ⑷　質問の範囲は一般質問と同じ。 ⑸　一般質問通告書に準ずる様式を用いて質問者が議長に提出。議長が適当と認めたものを市長に送付する。 ⑹　回答期限は2週間を基本とする。内容により延長可能、議長が決定する。 ⑺　質問及び回答の写しを議会図書室、ＨＰ及び情報コーナーで公開する。質問文書及び回答文書をその都度各議員に配付する。 ⑻　運用基準等に定めるもの以外、議長が決定する。 ⑼　議長において質問を認めない可能性があるものは次のとおり。 ①職員体制等の不足により調査回答が困難なもの ②議会内部に関すること、議会において決定したこと 11　決議・請願への対応等の報告 条例第10条の3に規定する決議及び請願に関する事後の状況、対応等の報告の請求は、次の各号に定めるところによる。 ⑴　決議（附帯決議を含む）は、議会運営委員会において適当と判断したもの（委員会発議による場合は、所管委員会において適当と認めるもの）について、議長から市長等に対し、報告を求めるものとする。 ⑵　請願は、所管委員会において、市長等において措置することが適当と認めるものについて、原則として報告を請求すべきこととし、亀岡市議会会議規則第144条の規定に基づき処理する。 ⑶　前２号の規定により、市長等から報告のあった場合は、所管委員会において確認し、必要な場合は、その後の対応を検討するものとする。

9　調査機関 　条例第12条に規定する調査機関の設置については、議決の後要綱を定めて運営する。	12　調査機関 　条例第12条に規定する調査機関の設置については、議決の後要綱を定めて運営する。
10　議員間の自由討議 　条例第14条の規定による議員間の自由討議は、本会議を除く会議において自由討議を設定して行う。	13　議員間の自由討議 　条例第14条の規定による議員間の自由討議は、委員会において、付託された案件について討論の前に、委員又は委員長の発議により、会議に諮り実施するものとする。
11　委員会出前講座 　条例第15条第2項に規定する委員会が設ける市民への説明の機会は、委員会出前講座とし、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会が所管に応じ対応する。	~~11~~　削除（条例第15条第2項削除）
12　広報の充実 　条例第16条第1項に規定する広報の充実は、議会の審議結果等を議会だより、ホームページに掲載するほか、会議録検索システムの公開、本会議インターネット中継（ライブ及びＶＯＤ）、委員会インターネット録画配信、庁舎ロビーでの本会議中継等を行うことにより実現するものとする。	14　広報広聴の充実 　条例第16条に規定する広報広聴の充実は、次の各号により実施するものとする。 ⑴　議会の審議結果等の議会だより・ホームページ掲載、会議録検索システムの公開、本会議インターネット中継（ライブ及びＶＯＤ）、委員会インターネット録画配信、庁舎ロビーでの本会議中継等を行う。 ⑵　同条に定める効果的な広報広聴活動に努めるため、広報広聴を所管する組織を設置する。 ⑶　新たな広報広聴活動の取り組みについては、広報広聴を所管する組織が情報収集及び研究し、取り組みの企画及び立案を行い、議会運営委員会の承認を得て実施する。 ⑷　広報広聴活動をソーシャルメディアの手段を用いて行う場合には、亀岡市議会ソーシャルメディア運用方針及び亀岡市議会ソーシャルメディア運用ガイドラインを遵守しなければならない。

13　傍聴者への資料提供 　条例第16条第2項に規定する傍聴者への資料提供について、本会議傍聴者に対しては議案及び議案説明資料は希望者に閲覧をし、その他資料は個別に提供する。委員会傍聴者に対しては、委員会レジュメ及び説明資料を個別に提供する。ただし、議長又は委員長が提供するにふさわしくないと判断した資料は提供しない。 　後日、配布資料の支給依頼があれば提供する。ただし、情報コーナーに設置した資料については個別に対応しない。	~~13~~　削除（条例第16条第2項削除） （条例第6条（会議の原則公開）の運用基準として整理）
14　議員研修 　条例第17条に規定する議員研修は、議員団の主催により行うものとし、加えて財団法人京都府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加するものとする。	15　議員研修 　条例第17条に規定する議員研修は、議員団の主催により行うものとし、加えて財団法人京都府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加するものとする。
15　政務活動費の公開 　条例第22条第2項に規定する政務活動費の使途の公開は、収支報告書を事務局に備え付け閲覧に供するほか、ホームページに掲載することとする。	16　政務活動費の公開 　条例第22条第2項に規定する政務活動費の使途の公開は、収支報告書を事務局に備え付け閲覧に供するほか、ホームページに掲載することとする。
16　基本条例の見直し 　条例第24条第1項の規定による条例の検討は、一般選挙後、最初に開かれる全員協議会で行う。 　条例の改正にあたっては、市民意見を十分反映させる。	17　条例の検証及び見直し 　条例第24条の規定による定期的な検証の機会は、２年ごとに設けることとし、一般選挙を経た任期開始から概ねその任期中間年及び最終年に、議会運営委員会において行うものとする。

別紙　No.4

◎会議規則の改正

＜ポイント１＞

・一括又は一問一答方式の規定化　（議会基本条例の改正に対応）

・質疑規定（第５６条）準用の見直し（質問における回数等の規定整備）

●現行

（質疑の回数）

第56条　質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

（質疑又は討論の終結）

第60条　質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。（第2項・第3項:略）

（一般質問）

第62条　議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2　質問者は、議長の定めた期間内に、議長に質問の要旨及び方式を文書で通告しなければならない。

（緊急質問等）

第63条　質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2　前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3　第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（準用規定）

第64条　質問については、第56条及び第60条の規定を準用する。

●改正案

~~（準用規定）~~

~~第64条　質問については、第56条及び第60条の規定を準用する。~~

⇩

（質問の方式及び回数等）

第64条　前2条の規定による質問の方式は、質問者の選択により、一括質問の方式又は一問一答の方式のいずれかとする。

2　前項の一括質問方式の質問回数は、同一議員につき3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

3　質問の終結については、第60条の規定を準用する。

＜ポイント２＞

・一問一答の規定整備に伴う「発言の許可等」の見直し

●現行

（発言の許可等）

第 50 条　発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2　議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

●改正案

（発言の許可等）

第 50 条　発言は、全て議長の許可を得た後、演壇又は質問席においてしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2　議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

別紙　No. 5

◎陳情に関する申し合わせ

＜現行＞

140　陳情等は、議会運営委員会で取扱いを検討するのが例である。

○郵送依頼の陳情等は、おおむね所管の常任委員会に送付し、聞きおく程度とする。

○議会閉会中に受理した場合、直ちに議員に写しを送付する。

＜改正案＞

140　陳情等は、議会運営委員会で取扱いを検討するのが例である。

○受理した陳情等は、原則として所管の常任委員会に送付するものとする。

○委員会で審査することが適当でないと認められるもの及び既に受理された陳情等の提出者から同趣旨のもので、かつ先に受理された陳情等の受理日から起算して１年以内に郵送提出されたものは、議長の供覧にとどめるものとする。

○郵送提出の陳情等は、委員会審査において、おおむね聞きおく程度とするのが例である。

○陳情等を受理したときは、その写しを議員に送付する。（要検討）